

在日米軍の再編を促進するための措置について

平成 18 年 12 月 15 日

政 府 ・ 与 党

本年 5 月 1 日に行われた日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）において合意された在日米軍の兵力構成の見直し等（以下「在日米軍の再編」という。）に関する具体的な措置を着実に進めていくことが、抑止力を維持しつつ米軍の施設・区域が所在する地元の負担を軽減するものであり、日米安保体制をより確固たるものとするものであることを踏まえ、国としてこれに適切に取り組むため、次期通常国会において、以下の事項を盛り込んだ内容の時限立法の整備を行うことについて合意する。

- 1、在日米軍の再編に関する具体的な措置を実施することによって負担が増加することとなる地元市町村に対する新たな交付金の交付のための措置
- 2、抑止力を維持しつつ米軍の施設・区域が集中する沖縄県の負担軽減に資するための措置である在沖縄海兵隊のグアムへの移転を推進するため必要となる国際協力銀行の業務に関する特例等の措置
- 3、その他、在日米軍の再編を実施するために必要な事項

なお、再編事業と同時期に行われる横須賀海軍施設を寄港地とする空母の原子力空母への交替については、当該空母が厚木から岩国へ移駐する空母艦載機と一体として行動する部隊である点を踏まえ、法案において、在日米軍の再編として取り扱うものとする。

また、法案に盛り込むこととする新たな交付金については、平成 19 年度当初予算において、所要の経費を計上するものとする。

※ 在沖縄海兵隊のグアムへの移転のための出資金や真水による支援等のための予算措置については、今後、政府において、更に経費を縮小するための努力を行いつつ、来年以降も米側と引き続き精力的に協議を行った上で対応するものとする。

在日米軍の再編を促進するための法律案骨子

《具体的内容について、関係省庁と調整中》

1 新たな交付金

- 国は、在日米軍の再編（注）に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定する。
- 国は、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、交付金を交付する。
- 交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度を考慮し、在日米軍の再編に向けた措置の進捗状況等に応じて交付する。

（注）再編事業と同時期に行われ、在日米軍の再編の対象である部隊と性質上一体として行動する在日米軍の部隊の編成等の変更（横須賀における原子力空母への交替）を含む。

2 国際協力銀行の業務に関する特例等の措置

- 在日米軍の再編に伴いグアムにおいて実施される事業で在日米軍のグアムへの移転を促進するために必要なものに係る資金の出資、貸付け等の業務を国際協力銀行が行うことができるものとする。
- 国際協力銀行は、当該業務の経理については、特別の勘定を設けて整理する。
- 国は、国際協力銀行に対し、出資を行う等所要の措置を実施する。

3 その他の措置

- 駐留軍労働者に対する技能教育訓練等の実施その他の措置

4 法律の期限

- 10年間の時限立法とする。
- ただし、国際協力銀行の業務に関する特例等の措置については、当該期限にかかわらず、当分の間、なお効力を有するものとする。